

忠岡町さくらねこ無料不妊手術チケット(行政枠)交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内における飼い主のいない猫を適切に管理する活動(以下「地域猫活動」という。)を支援し、飼い主のいない猫を原因とする生活環境被害や住民トラブルを軽減するため、公益財団法人どうぶつ基金が実施する「さくらねこ無料不妊手術事業」のさくらねこ無料不妊手術チケット(行政枠)(以下「チケット」という。)を交付するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い猫 飼い主が明確であり、飼い主から餌をもらい管理されている猫
- (2) 飼い主のいない猫 特定の飼い主がなく、地域に住み着いている猫
- (3) 地域猫活動 地域住民の理解を得たボランティア団体等が、地域に住み着いた飼い主のいない猫に不妊手術を施してこれ以上増やさないようにし、その猫の命を全うするまで1代限りで、その地域において適切に管理していく活動
- (4) 不妊手術 獣医師が行う卵巣、子宮又は精巣を摘出する等の生殖機能を不能にする手術
- (5) 識別処置 不妊手術を終えたことが判別できるように手術時に片耳の先端にV字型の切込みを入れる処置
- (6) さくらねこ 不妊手術を受け、識別処置がなされた猫

(交付対象)

第3条 チケットの交付を受けることができる者(以下「被交付者」という。)は、地域猫活動を実施する町内で活動する団体(町内に主たる事務所等の活動拠点を有する団体又は代表者が町内に居住する団体に限る。以下「団体」という。)で、町内に生息する飼い主がいない猫に不妊手術を実施しようとする者とする。ただし、多頭飼育者及びその親族が運営する団体は除くものとする。

2 チケットの交付を受けようとする団体の代表者は、飼い主のいない猫不妊手術事業実施団体届出書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 団体の定款又は規約等
- (2) 団体の役員名簿
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付対象外)

第4条 次の各号に掲げる猫についてチケットを利用しようとする者は、交付の対象外とする。

- (1) 里親に出す前提の飼い主のいない猫
- (2) 飼い猫にする予定の飼い主のいない猫
- (3) 以前飼い主のいなかった猫であり、現在は飼い主のいる猫

(4) その他チケットの利用が適当と認められない飼い主のいない猫

(5) 被交付者が次のいずれかに該当するとき。

ア 団体若しくはその役員が、忠岡町暴力団排除条例（平成24年忠岡町条例第1号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員（以下この号において「暴力団又は暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等したと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（申請）

第5条 チケットを利用しようとする者は、チケットを利用しようとする月の前々月の末日までに、町長にさくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書（様式第2号）を提出するものとする。

（決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、申請内容を審査し、チケットの交付が適当であると認めるときは、さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定通知書（様式第3号）により通知し、チケットを交付するものとする。

（交付決定の取消し及びチケットの返還）

第7条 交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、チケットの交付決定の全部又は一部を取り消し、さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定の取消し及びチケット返還通知書（様式第4号）により通知すると共に、既に交付したチケットの全部又は一部の返還を求めるものとする。

(1) チケットの利用方法が著しく不適當と認められるとき。

(2) その他町長が必要と認めたとき。

（活動報告）

第8条 申請者は、不妊手術終了後速やかに、さくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書（様式第5号）を、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 不妊手術を受けた、飼い主がいない猫の全体像が判別できる写真

(2) 不妊手術を受けた、飼い主がいない猫の識別処置部分が判別できる写真

(3) 不妊手術を受けた、飼い主がいない猫の捕獲作業の様子等、申請者の活動状況が確認できる写真

(4) その他町長が必要と認める書類

(免責)

第9条 地域猫活動の実施に関連して生じた問題は、当該地域猫活動を実施した団体又はその構成員が誠実に対応し処理することとし、町長はこれについて一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。